

# 新市の事務所の位置等検討小委員会

## 第2回会議資料

日 時：平成16年5月17日（月） 午後1時30分～  
場 所：桃山町保健福祉センター 2階 ピーチホール

那賀5町合併協議会

# 会 議 次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議録署名委員の指名

---

4 協議事項

( 1 ) 新市の名称の選定方法等に関することについて  
新市の名称候補選定作業方法について(案)

( 2 ) 新市の事務所の位置の選定に関することについて  
新市の事務所の方式について(庁舎方式)

5 その他

6 次回開催日程等について

7 閉 会

## 新市の事務所の位置等検討小委員会委員名簿

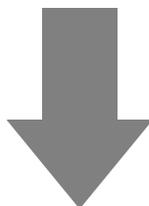
### 委員名簿

役 職 名	氏 名	町 名
委 員 長	山 下 忠 男	桃 山 町
副 委 員 長	原 延 治	那 賀 町
委 員	根 来 公 士	打 田 町
	木 戸 昌 明	
	奥 順 司	
	服 部 一	粉 河 町
	高 橋 一 正	
	大 西 洋 太 郎	
	東 健 兒	那 賀 町
	藤 田 佐 代 子	
	大 森 道 夫	桃 山 町
	西 平 美 和	
	中 村 慎 司	貴 志 川 町
	高 田 英 亮	
	田 村 美 代 子	
	堂 本 正 秀	那 賀 振 興 局

## 新市の名称候補選定作業方法について（案）

### 1 新市名称候補応募作品の整理・集計（事務局）

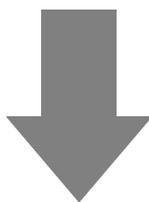
選 定 作 業 内 容	日 程
募集締め切り後、選定基準に合致しているかを確認する。	7月15日
新市の名称候補をとりまとめた「新市の名称候補一覧表」（様式1・2）を作成する。	7月19日
小委員会委員に「新市の名称候補一覧表」と「新市の名称候補第1次選定用紙」（様式3）を送付する。	7月20日頃



### 2 第1次選定（各委員・事務局）

小委員会の各委員は、名称候補5点以内を選定する。

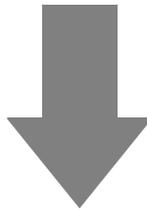
選 定 作 業 内 容	日 程
委員は、「新市の名称候補一覧表」を参考として、選定基準に基づき、新市の名称としてふさわしいと考えられる <u>名称候補5点以内</u> を選定する。	7月20日頃 ～ 7月 末
委員は、選定した <u>名称候補5点以内</u> を「新市の名称候補第1次選定用紙」に記載し、事務局に提出する。	7月末締切
委員から提出された「新市の名称候補第1次選定用紙」は、事務局において「新市の名称候補第1次選定結果一覧表」（様式4）を作成し、とりまとめを行う。	8月5日頃



### 3 最終選定（小委員会）

小委員会において、協議会へ提案する名称候補 5 点程度を選定する。

選定作業内容	日程
第1次選定によりまとめられた名称候補の中から、委員の協議により、協議会へ提案する <u>名称候補 5 点程度</u> を選定する。 また、選定理由等についても協議を行う。	8月17日頃
協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票で名称候補 5 点程度に選定する。投票方法等は、小委員会で審議し、決定することとする。	8月17日頃



### 4 協議会への報告

最終選定により選定された新市の名称候補 5 点程度は、新市の名称候補ごとに小委員会としての「選定理由」等を付して報告書を作成し、協議会へ報告する。

#### 【参考】

##### 1. 選定基準

##### (1) 一般基準

新市の名称の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された、読み書きが容易な名称とする。  
表記が全国自治体の市町村にない名称とする。  
現在の5町の名称は使用できるものとする。

##### (2) 次のいずれか1つ以上該当する名称とする。

地域が地理的にイメージできる名称  
地域の特徴を表している名称  
地域の歴史・文化にちなんだ名称  
地域を対外的にアピールできる名称  
住民の理想、願いにちなんだ名称  
その他新市としてふさわしい名称



新市の名称候補第1次選定用紙

[ 委員名 : ]

候補番号	候補とする名称	名称のふりがな	選定理由



## 新市の事務所の方式について（庁舎方式）

市町村合併における庁舎の方式は、本庁方式、分庁方式、総合支所方式の3つが基本となっていますが、小委員会では、本庁方式について検討します。

### 【本庁方式】

現在ある町の庁舎の組織、機構すべてを1箇所に集約する方式であり、残った庁舎は、窓口的な機能のみを持たせ、支所又は出張所とするものであります。

全ての業務を本庁に置き、支所等は直接住民に関わりのある業務のみとする集中型と、スペースの関係から一部の部門を支所に置く分散型があります。

### 市町村の支所と出張所について

「支所」とは市町村の特定区域を限り主として市町村の事務全般にわたって事務をとる事務所

「出張所」とは住民の便宜のために、市役所又は町村役場まで出向かなくても済む程度の事務を処理するために設置する、いわゆる窓口の延長

### 本庁方式の運営タイプについて（集中型・分散型）

	集中型	分散型
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>5町の組織機構を本庁に集約し、本庁以外の各町の旧役場庁舎に、その地域の住民に直接関わりのある業務（窓口業務）を行う支所を置く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5町の組織機構を本庁に集約し、本庁以外の各町の旧役場庁舎に、その地域の住民に直接関わりのある業務（窓口業務）を行う支所を置く。また、事務所の執行スペースに余裕ができる町に一部の部門（部署）を支所に配置する。</li> </ul>
利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務の効率化による人件費削減が図られる。</li> <li>新市の一体感が醸成され易く、新市誕生の印象が強い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務の効率化による人件費削減が図られる。</li> <li>新市の一体感が醸成され易く、新市誕生の印象が強い。</li> <li>旧役場庁舎の有効利用が図られる。</li> </ul>
検討・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域の住民サービス低下などの不安を招かない組織・機構の構築が必要である。</li> <li>旧役場庁舎の空きスペースの有効利用を考える必要がある。</li> <li>5町の窓口業務以外の全ての事務を一箇所の事務所に集約して執行するため、「旧役場庁舎での執行スペースの確保」若しくは庁舎周辺建物の増改築などにより、相当規模の事務所を確保しなければならない。</li> <li>従来のサービスを確保する必要がある。（窓口業務のシステム化及びネットワーク化を図る必要がある。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域の住民サービス低下などの不安を招かない組織・機構の構築が必要である。</li> <li>5町の窓口業務及び一部の部門（部署）以外の全ての事務を一箇所に集約して執行するため、「旧役場庁舎での執行スペースの確保」若しくは庁舎周辺建物の増改築などにより、相当規模の事務所を確保しなければならない。</li> <li>どの事務所にどの部門（部署）を配置するかの検討をしなければならない。</li> <li>分散業務により住民への混乱を招く可能性があるため、周知が必要である。</li> <li>従来のサービスを確保する必要がある。（窓口業務のシステム化及びネットワーク化を図る必要がある。）</li> </ul>

## 検討ポイント

### ( ) 施設の可能性

- ・ 施設的な制約がある方式は、本庁方式であると考えられます。その他の方式は同一施設に収容できない現状への対応策として考えられたものであり、現状や施設規模に応じた配置が可能となります。
- ・ 増改築等により本庁方式の採択が可能かどうか検討を必要とします。

### ( ) 住民の利便性

- ・ 庁舎方式による住民の利便性については、本庁とならない庁舎を支所とし、これまで処理できた業務をできるだけ支所で処理できる体制をとることが一般的であり、そういった措置を講じることが必要であると考えます。このことは、どの庁舎でも処理できる体制をとることにより住民の利便性を向上させることができるとも考えられます。

### ( ) 事務の効率性

- ・ 最も効率的な庁舎方式は、本庁方式であると考えられます。本庁方式の中でも分散型は集中型と比べると非効率な部分が生じてしまいます。

## 本庁方式の例示

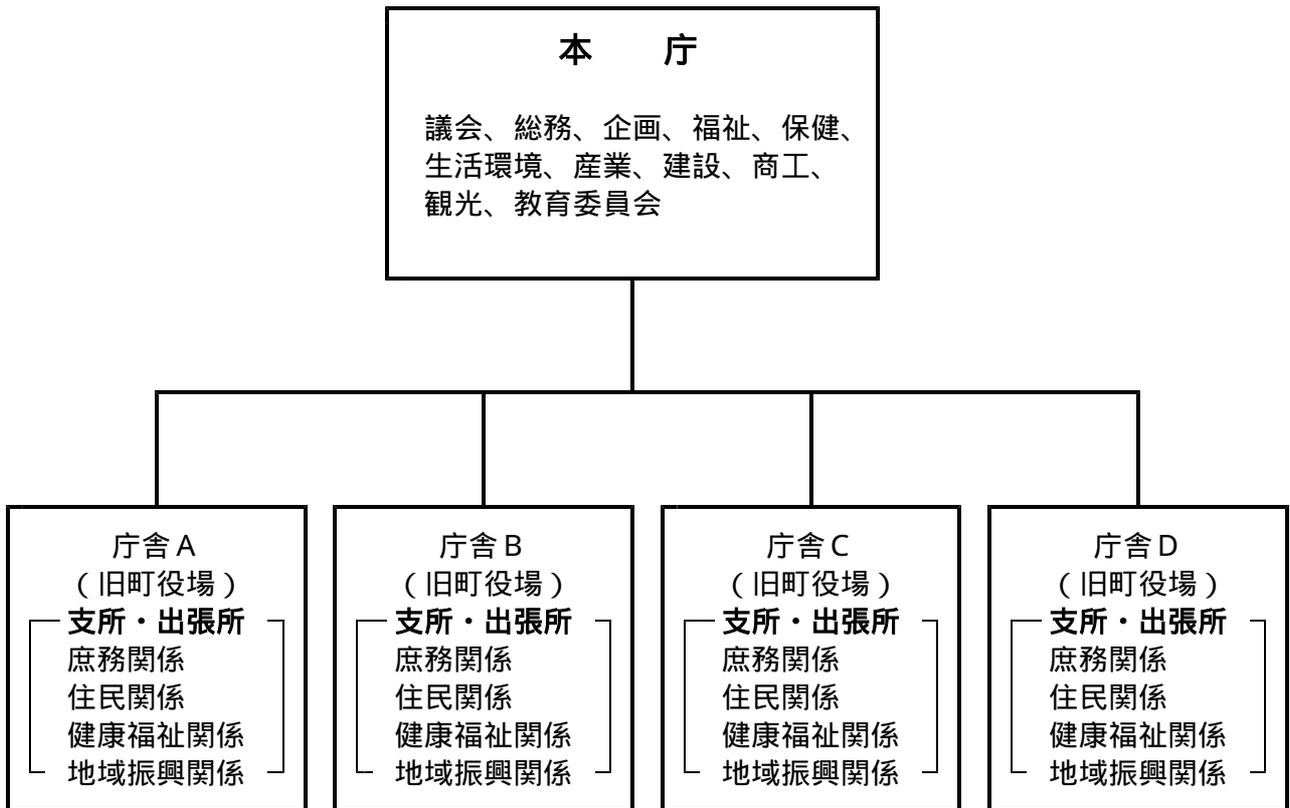
### 【組織の考え方】

中心となる役場を本庁舎として、集約的な職員配置のもとで合理的かつ効率的な事務事業の実施を図りながら、旧町単位の個性ある施策の継続や住民による地域活動を客観的な観点から支援するシステムづくりを目指します。

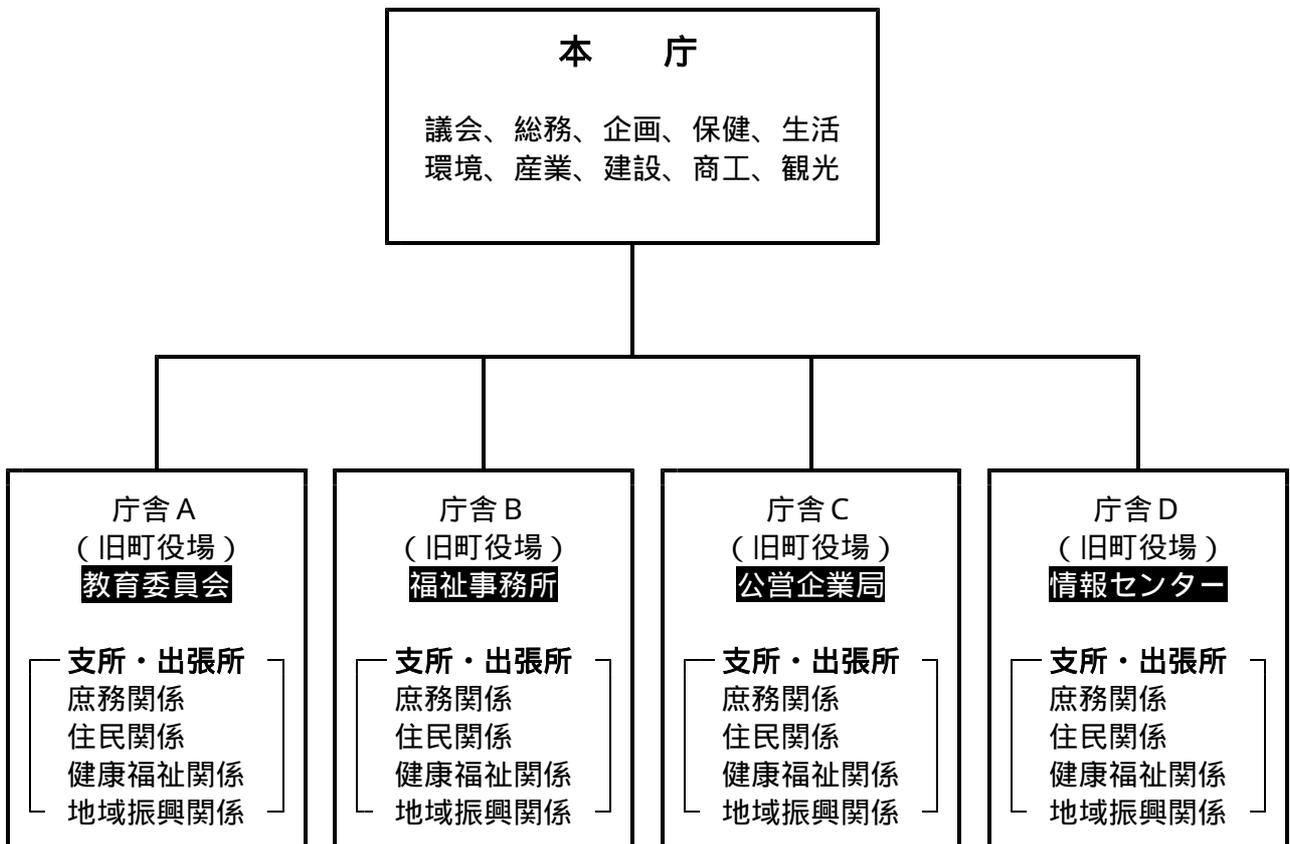
本庁舎は、市全体に係る政策の企画立案、予算編成を行いながら、住民福祉サービスの提供、産業・建設等市全体のハード事業の実施及び住民要望等に係る対応方針等の決定を行う機関となります。

また、支所は、窓口業務等、従来の支所機能と併せて、旧町単位の個性ある施策の継続や住民による地域活動を身近に支援する機関と位置づけます。

**本庁方式（集中型）モデル**



**本庁方式（分散型）モデル**



## 5町の各部門別の職員配置と類似団体との比較

区 分		H15.4.1現在職員数					計	類団	差	目 標 職員数		
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町						
議会	議会	3	3	2	3	3	14	7	7	7		
総務	総務一般	14	26	19	17	27	103	59	44	59		
	企画開発	6	5		3	3	17	11	6	11		
	住民関係 (市民センター等施設)	3	6	3	7	6	25	28	3	28		
							2	3	1	2		
税務	税務	12	12	7	8	14	53	33	20	33		
民生	民生	民生一般	10	9	6	6	12	43	6	37	6	
		福祉事務所						0	28	28	28	
		児童相談所等						0	1	1	0	
		保育所	28	19	20	12	32	111	56	55	111	
		老人福祉施設						0	8	8	0	
		その他の社会福祉施設	3	3		1		7	7	0	7	
		各種年金保険関係	1	2	1	1	2	7	4	3	4	
		地域改善対策	1	1	4	1		7	12	5	7	
衛生	衛生	衛生一般	11	4	6	10	1	32	10	22	10	
		市町村保健センター等施設		6		1	7	14	18	4	14	
		試験研究養成期間						0	11	11	0	
		医療施設						0	13	13	0	
		火葬場墓地						0	2	2	0	
	公害	清掃	清掃一般		1				1	6	5	6
			ごみ収集	7	2	5			14	18	4	18
			ごみ処理		1	4			5	10	5	10
			し尿収集						0	12	12	0
			し尿処理						0	4	4	0
環境保全					1	1	4	3	4			
労働	労働	労働一般					1	1	2	1	2	
		職業能力開発校						0	1	1	0	
		勤労センター等施設						0	2	2	0	
農林水産	農業	農業一般	18	22	13	15	16	84	26	58	26	
		試験研究養成機関						0	3	3	0	
		林業	1	2	1	1		5	3	2	3	
商工	水産業	水産業						0	3	3	0	
		商工		2	1		1	4	6	2	6	
		観光						0	4	4	4	
土木	土木	土木一般	9	8	7	4	5	33	25	8	25	
		用地買収		3				3	5	2	5	
		港湾・空港・海岸						0	5	5	0	
	都市計画	建築	都市計画一般		1				1	17	16	17
			都市公園				2	2	4	5	1	5
下水				1		1	3	2	3			
教育	教育一般	(教育センター等)	4	6	4	4	5	23	18	5	18	
		社会教育一般						0	1	1	0	
	社会教育	社会教育一般	5	5	5	3	5	23	10	13	10	
		文化財保護	1			1		2	5	3	2	
		公民館	1	2	1	1	2	7	10	3	7	
		その他の社会教育施設		2	1	1	2	6	14	8	6	
	保健体育	保健体育一般	3	4		2		9	5	4	5	
		給食センター			1			1	21	20	10	
		保健体育施設		1	1		4	6	4	2	6	
	義務教育	小学校	2				5	7	25	18	7	
中学校		1				1	2	9	7	2		
特殊学校(小・中)							0	4	4	0		
その他の学校	高等学校						0	80	80	0		
	幼稚園				3		3	25	22	3		
	その他						0	4	4	0		
消防	消防						0	92	92	0		
普 通 会 計 計		144	158	112	108	158	680			540		
病院			1				1					
水道		7	6	4	5	6	28					
下水道					2	2	4					
国保		3	3	2	3	2	13					
介護保険		4	5	2	3	4	18					
その他				1	1		2					
公 営 企 業 等 会 計 計		14	15	9	14	14	66					
平成15年4月1日現在職員数		158	173	121	122	172	746					

類似団体別職員数の状況(H14.4.1現在)

類型別構成では、5町合併後の新市はE - に該当するが、該当市がないため都市化の高いE - を用いて算定しています。

## 新市の職員の配置例(想定)

職員配置想定	毎年調査される地方公共団体定員管理調査をもとに、類似団体別職員数の状況と比較し、目標職員数として人員配置を想定しました。	
団体名	那賀5町合併協議会	類似団体
類型	E -	E -
人口	71,272人(H14.3.31)	65,000人~80,000人
産業	第1次産業	7,286人(21.0%)
	第2次産業	8,751人(25.3%)
	第3次産業	18,617人(53.7%)
		2次、3次の合計が85%~95%

### 【本庁】

	集中	分散
議会	7	7
総務	98	88
総務一般	59	49
企画開発	11	11
住民関係	28	28
税務	33	33
民生	45	0
民生一般	6	0
福祉事務所	28	0
年金保険関係	4	0
地域改善対策	7	0
衛生	23	23
衛生一般	10	10
公害	3	3
清掃一般	6	6
環境保全	4	4
労働	2	2
農林	29	29
農業一般	26	26
林業一般	3	3
商工	10	10
商工一般	6	6
観光一般	4	4
土木	50	50
土木一般	25	25
用地買収	5	5
建築一般	0	0
都市計画	17	17
下水一般	3	3
教育	33	0
教育一般	18	0
社会教育	10	0
保健体育	5	0
国保	13	13
介護	18	18
各種委員会	2	2
合計	363	275

### 【出先機関】

	集中	分散
総務	2	2
市民センター等	2	2
民生	118	118
保育所	111	111
社会福祉施設	7	7
衛生	42	42
保健センター	14	14
ごみ収集	18	18
ごみ処理	10	10
土木	5	5
都市公園	5	5
教育	43	43
文化財	2	2
公民館	7	7
社会教育施設	6	6
給食センター	10	10
保健体育施設	6	6
小学校	7	7
中学校	2	2
幼稚園	3	3
公営企業等	33	1
病院	1	1
水道	28	0
下水道	4	0
合計	243	211

### 【支所】旧町各一箇所

	集中	分散
庶務関係		
住民関係		
健康福祉関係		
地域振興関係		
小計	140	140
教育委員会	0	33
福祉事務所	0	45
公営企業局	0	32
情報センター	0	10
合計	140	260

庁舎の収容能力について

(1) 各庁舎の職員数の現状

平成16年4月1日現在

区分	打田町		粉河町		那賀町		桃山町		貴志川町	
	正規職員	合計	正規職員	合計	正規職員	合計	正規職員	合計	正規職員	合計
本庁舎	69	78	93	97	51	59	69	81	93	108
隣接施設	40	45	24	26	26	34	10	14	8	10
合計	109	123	117	123	77	93	79	95	101	118

この表の合計は、現在各庁舎に在席する特別職、正規職員、嘱託員、臨時職員を合わせた人数となっています。

(2) 各庁舎等の面積・一人当たり面積

区分	打田町		粉河町		那賀町		桃山町		貴志川町	
	面積	m <sup>2</sup> /人								
本庁舎	3,264.61	41.85	2,633.73	27.15	1,805.14	30.60	1,774.42	21.91	3,081.54	28.53
合計	9,926.61	80.70	4,100.33	33.34	5,356.62	57.60	3,616.41	38.07	5,978.61	50.67

(3) 本庁(集中型・分散型)に求められる執務面積の試算

職員配置想定

区分	本庁	出先	支所	合計
本庁方式(集中型)	367(内特別職4名)	243	140	750
本庁方式(分散型)	278(内特別職3名)	211	261(内特別職1名)	750

合併後、本庁に配置される職員数想定(集中型・分散型)

区分	特別職	部長・次長級	課長級	補佐・係長級	一般職員等	合計
本庁方式(集中型)	4	11	105	126	121	367
本庁方式(分散型)	3	7	91	91	86	278

庁舎建設に伴う基準数値（別紙１）

標準面積（集中型 モデル）

室名		面積基準	摘要
(ア)事務室		4,846.50	特別職 $4.5 \text{ m}^2 \times 20$ (換算率) $\times 4$ 人(職員数) = 360 $\text{m}^2$ 部長級等 $4.5 \text{ m}^2 \times 9$ (換算率) $\times 11$ 人(職員数) = 445.5 $\text{m}^2$ 課長級 $4.5 \text{ m}^2 \times 5$ (換算率) $\times 105$ 人(職員数) = 2,362.5 $\text{m}^2$ 課長補佐級等 $4.5 \text{ m}^2 \times 2$ (換算率) $\times 126$ 人(職員数) = 1,134 $\text{m}^2$ 一般職員 $4.5 \text{ m}^2 \times 1$ (換算率) $\times 121$ 人(職員数) = 544.5 $\text{m}^2$
(イ) 附属面積	倉庫	630.05	4,846.5 (ア) $\times 13\%$ = 630.045 $\text{m}^2$
	会議室、電話交換室、便所その他諸室	2,569.00	$7 \text{ m}^2 \times 367$ 人 = 2,569.00 $\text{m}^2$
(ウ)玄関、広間、廊下、階段等の交通部分		3,218.22	8,045.55 $\times 40\%$ = 3,218.22 $\text{m}^2$
(エ)議事堂		1,050.00	$35 \text{ m}^2 \times 30$ 人(議員定数) = 1,050 $\text{m}^2$
合計		12,313.77	

標準面積（分散型 モデル）

室名		面積基準	摘要
(ア)事務室		3,807.00	特別職 $4.5 \text{ m}^2 \times 20$ (換算率) $\times 3$ 人(職員数) = 270 $\text{m}^2$ 部長級等 $4.5 \text{ m}^2 \times 9$ (換算率) $\times 7$ 人(職員数) = 283.5 $\text{m}^2$ 課長級 $4.5 \text{ m}^2 \times 5$ (換算率) $\times 91$ 人(職員数) = 2,047.5 $\text{m}^2$ 課長補佐級等 $4.5 \text{ m}^2 \times 2$ (換算率) $\times 91$ 人(職員数) = 819 $\text{m}^2$ 一般職員 $4.5 \text{ m}^2 \times 1$ (換算率) $\times 86$ 人(職員数) = 387 $\text{m}^2$
(イ) 附属面積	倉庫	494.91	3,807.00 (ア) $\times 13\%$ = 494.910 $\text{m}^2$
	会議室、電話交換室、便所その他諸室	1,946.00	$7 \text{ m}^2 \times 278$ 人 = 1,946 $\text{m}^2$
(ウ)玄関、広間、廊下、階段等の交通部分		2,499.16	6,247.91 $\times 40\%$ = 2,499.164 $\text{m}^2$
(エ)議事堂		1,050.00	$35 \text{ m}^2 \times 30$ 人(議員定数) = 1,050 $\text{m}^2$
合計		9,797.07	

(4) 各庁舎の収容能力

執務面積の現状と各庁舎の収容能力（集中型）

	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町
職員人数(本庁舎+隣接施設)	123人	123人	93人	95人	118人
本庁舎一人当たり㎡	41.85㎡	27.15㎡	30.60㎡	21.91㎡	28.53㎡
延床面積(本庁舎+隣接施設)	9,926.61㎡	4,100.33㎡	5,356.62㎡	3,616.41㎡	5,978.61㎡
収納可能人数 (延床面積÷33.55㎡)	295人	122人	159人	107人	178人
参考(延床面積÷367人)	27.05㎡	11.17㎡	14.60㎡	9.85㎡	16.29㎡
本庁勤務職員数(想定)	367人(内特別職4人)				
標準面積	12,313.76㎡				
本庁舎一人当たり㎡	33.55㎡				

この数値はあくまで試算であり、現状に即しない場合もあります。

執務面積の現状と各庁舎の収容能力（分散型）

	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町
職員人数(本庁舎+隣接施設)	123人	123人	93人	95人	118人
本庁舎一人当たり㎡	41.85㎡	27.15㎡	30.60㎡	21.91㎡	28.53㎡
延床面積(本庁舎+隣接施設)	9,926.61㎡	4,100.33㎡	5,356.62㎡	3,616.41㎡	5,978.61㎡
収納可能人数 (延床面積÷35.24㎡)	281人	116人	152人	102人	169人
参考(延床面積÷278人)	35.70㎡	14.74㎡	19.26㎡	13.00㎡	21.50㎡
本庁勤務職員数(想定)	278人(内特別職3人)				
標準面積	9,797.07㎡				
本庁舎一人当たり㎡	35.24㎡				

この数値はあくまで試算であり、現状に即しない場合もあります。

(別紙1)

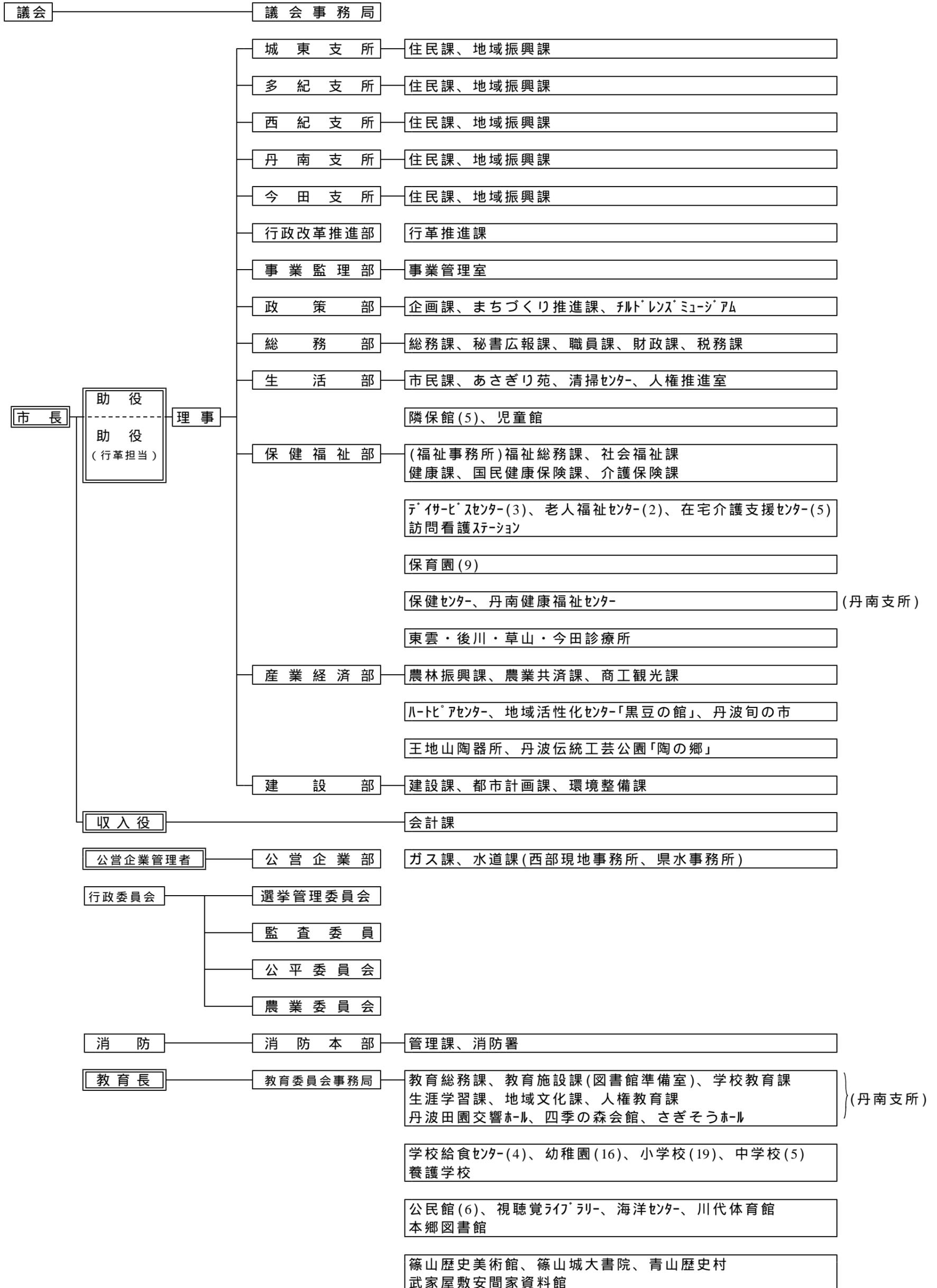
庁舎対象事業費算出表

(1) 標準面積

室名		面積基準						摘要
(ア)事務室		4.5 m <sup>2</sup> × (換算職員数) 〔職員換算率〕						(a)職員数は常勤職員の現在数である。  (b)一般事務室のほか応接室を含む。  (c)一般職員のうち製図者に対する換算率は、1.7とする。
		区分	特別職	部次長長級	課長級	課係長補佐長	一般職	
		都道府県、指定都市及び人口50万人以上の市	2.5	1.2	5	2	1	
		人口5万人以上50万未満の市町村	2.0	9	5	2	1	
		人口5万人未満の市町村	1.2	—	2.5	1.8	1	
(イ)	倉庫	事務室面積の13%						
附属面積	会議室、電話交換室、便所その他諸室	7 m <sup>2</sup> × (全職員数)						350 m <sup>2</sup> を最小とする。
(ウ)玄関、広間、廊下、階段等の交通部分		(ア)から(イ)までの各室面積合計の40%						
(エ)車庫		1台につき2.5 m <sup>2</sup> (地下車庫の場合は、1台につき5.0 m <sup>2</sup> )						本庁において直接使用する自動車に限る
(オ)議事堂		都道府県及び指定都市	5.0 m <sup>2</sup> × (議員定数)					議場のほか、委員会室、議員控室を含む。
		市町村	3.5 m <sup>2</sup> × (議員定数)					

備考：(ウ)の面積が実情と相違する場合には、必要に応じ、(ア)から(イ)までの各室面積合計の10%に相当する面積の範囲内でその面積を増加することができる。

『篠山市』行政機構図（平成13年4月1日）



## 篠山市の支所機能

支所	担当部署	主な支所機能	
城東支所 多紀支所 丹南支所 今田支所 西紀支所	地域振興課 地域振興担当	地域づくりに関する情報発信・情報収集など	
	住 民 課	住 民 担 当	届出関係(出生届、婚姻届、地域振興券など)、登録関係(印鑑登録)、証明関係(戸籍謄・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明など)、許可関係(埋火葬許可書)、交通防災関係(消防、防災、交通災害共済など)、国民年金関係(国民年金の加入・喪失届、福祉年金業務など)、税務関係(所得・評価証明、納税相談など)
		福 祉 担 当	福祉関係(身体障害者手帳の交付申請受付、介護手当等の申請受付、保育園入園申請相談、療育手帳の申請など)、国民健康保険関係(加入・喪失届、保険者証の発行、出産一時金等申請事務、相談業務など)、医療費助成関係(老人保健医療受給者証等の交付申請、老人保健各種届、医療費申請受付事務、相談業務など)、福祉医療関係(医療費等申請受付事務、相談業務など)、健康関係(母子手帳の交付、健康手帳の交付)
		業務管理担当	総務関係(公営駐車場の管理、スクールバスの運行管理など)、環境衛生関係(指定ごみ袋の販売、可燃物・不燃物の回収、し尿汲み取り受付など)
	収 納 担 当	公共料金の収納、口座振替手続きなど	

### 篠山市の支所の職員数

支所	職員数	地域人口	地域面積	備 考
城東支所	支所長(1) 住民課(4) 地域振興課(1) 計 6人	22,977 人	187.46 k m <sup>2</sup>	旧篠山町 ・福祉事務所
多紀支所	支所長(1) 住民課(4) 地域振興課(2) 計 7人			旧篠山町
西紀支所	支所長(1) 住民課(4) 地域振興課(3) 分室(1) 計 9人	4,688 人	54.42 k m <sup>2</sup>	
丹南支所	支所長(1) 住民課(11) 地域振興課(3) 計 15人	15,612 人	83.74 k m <sup>2</sup>	・教育委員会
今田支所	支所長(1) 住民課(5) 地域振興課(3) 計 9人	4,169 人	51.99 k m <sup>2</sup>	



## さぬき市の支所機能

総務課	総務係	支所内の庶務、管内公共施設管理、巡回バスなど
	地域振興係	地域づくりに関する情報発信・収集など
	収納係	公共料金の収納、税務徴収事務、口座振替手続きなど
	届出係	出生届、婚姻届、死亡届、転出入届など
	登録係	印鑑登録など
	証明係	戸籍謄・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明、火葬許可書など
	交通防災係	消防、防災、交通災害共済など
税務係	所得・評価証明、課税相談、臨時ハバ-交付など	
福祉課	福祉係	身体障害者手帳の交付・申請・受付、各種福祉手当の申請・受付、保育所(園)入所(園)相談、療育手帳の申請など
	国民年金係	国民年金の加入・喪失届、福祉年金業務、年金相談など
	国民健康保険係	加入・喪失届、保険者証の発行、出産一時金等申請事務、各種相談業務など
	医療費助成係	老人保健医療受給者証等の申請・交付、老人・身体障害者・乳幼児医療受給者証の申請・交付事務、入院生活給付金の申請、各種相談業務など
	老人保健福祉医療係	取得・喪失等届、医療費申請受付事務、各種相談業務など
	喪失・保険変更・転居届、再発行事務、医療費等申請受付事務、各種相談業務など	
	健康係	母子手帳・健康手帳の交付、各種相談業務など
介護保険係	要介護等認定申請受付、認定調査業務、保険者証の発行、各種相談業務など	
業務管理課	環境衛生係	指定ごみ袋の販売、可燃物・不燃物の回収、し尿汲み取り受付、犬の登録など
	建設係	市管理の道路・橋梁・河川等の維持補修など
	産業振興係	農林水産業の振興・相談業務、農業委員会、観光、イベントなど
	住宅管理係	市営住宅の入居相談・受付・管理など
	生活排水処理水道係	処理場の維持管理業務、排水申込・脱退届など
教育分室		教育関係の庶務、教育施設の管理・運営、子ども会安全会加入受付、各種教育相談など

### さぬき市の支所の職員数

支所	職員数	地域人口	地域面積	備考
津田支所	支所長(1) 総務課(7) 福祉課(6) 業務管理課(6) 計 20人	8,370人	13.69 k m <sup>2</sup>	・教育委員会
大川支所	支所長(1) 総務課(5) 福祉課(5) 業務管理課(5) 教育分室(3) 計 19人	6,977人	34.54 k m <sup>2</sup>	・教育委員会分室 ・水道局
寒川支所	支所長(1) 総務課(5) 福祉課(4) 業務管理課(5) 教育分室(2) 計 17人	6,041人	23.10 k m <sup>2</sup>	・教育委員会分室 ・さぬき市民病院 ・さぬき市ケーブルテレビネットワーク
長尾支所	支所長(1) 総務課(7) 業務管理課(6) 教育分室(2) 計 13人	13,445人	47.43 k m <sup>2</sup>	・教育委員会分室 ・保健福祉事務所 ・造田出張所 ・多和出張所
志度分室(本庁)	福祉・水道(7) 教育分室(2) 計 9人	22,939人	40.05 k m <sup>2</sup>	・教育委員会分室 ・鴨庄出張所 ・鴨部出張所 ・小田出張所